

## 「公民館等活性化モデル事業」実施要項

### 1 趣旨

将来にわたって地域住民から愛され、利用され、支えられるような公民館等を目指し、地域の団体等との連携協力により地域住民が公民館等に愛着と理解が持てるような公民館等の事業に対して助成を行い、その成果を他の公民館等の事業の参考とする。

### 2 主催

広島県公民館連合会

### 3 共催

広島県教育委員会

### 4 期間

#### (1) 2年間

(事業は単年度ごと。1年目の事業の成果と課題を踏まえ、2年目の事業を行う。)

(2) 本事業の実施期間は、助成決定日から同年度の2月末日までとする。

### 5 助成内容

(1) 広島県立生涯学習センターの社会教育主事等の専門的な職員が、事業実施市町と連携しつつ、訪問等を行うなど、モデル事業を企画・実施する職員（社会教育主事や公民館等職員）への助言や事業の支援を行う。

(2) 1館当たり年額7万円までの助成金を支給する。

### 6 助成の対象となる公民館等数

4館（1年目2館、2年目2館）

### 7 助成の対象となる事業

(1) 地域の実情に応じ、地域住民の学習活動の支援や地域の問題解決に資するため、積極的に、アに例示する現代的な学習テーマや事業内容について、中教審答申等で示された観点に留意しながら、イに例示する学習内容を深めるための手法をもって、多様な参加者を得るための学習環境整備に取り組み、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行うもの。

## ア 学習テーマ・事業内容例

- 子育て支援、家庭教育支援、子どもの体験活動、子ども食堂、若者のまちづくり参画、健康づくり、高齢者の学び支援、障害者の学び支援、ICTの活用、地域防災・減災、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、ボランティア養成、地域資源を活用したまちづくり、日本語を母語としない住民の学び支援、自主夜間中学、環境保全、国際理解、少子高齢化社会、デジタルリテラシー、人権問題、貧困問題、教育格差、地域振興伝統文化振興、主権者教育、消費者教育、デジタル・ディバイドの解消、世代間交流活動 等
- その他住民の学習需要に基づく学習や、地域の特色を生かした多様な学習 等

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）や「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日中央教育審議会）、第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和2年9月中央教育審議会生涯学習分科会）、第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和4年8月中央教育審議会生涯学習分科会）及び今後の生涯学習・社会教育の振興方策を踏まえた取組や学習として例示する。（具体的な観点 社会的包摂に寄与する取組、「人生100年時代」「Society5.0」を見据えた取組、地域活性化・地域振興に資する取組 等）

## イ 学習内容を深めるための手法例

- 住民の学習ニーズ把握とそれに応じた学習情報の収集・提供、学習相談
  - 学習グループやボランティア、指導者等の養成
  - 地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能の活用
  - 学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO法人その他の民間団体、民間企業、関係行政機関等との緊密な連絡・協力の促進
  - ICT技術や情報ツール、コンテンツの学習への活用 等
- (2) 公民館等施設を使用することを原則とするが、オンライン等での事業も可能とする。
- (3) これまでに広島県公民館連合会「公民館等活性化モデル事業」により助成された事業は対象外とする。

## 8 助成対象経費について

別紙「助成対象経費について」のとおり

## 9 計画書及び報告書の提出

年度ごとに提出する。

- (1) 助成を希望する公民館等は、別紙様式1により計画書を作成し、所属の教育委員会等を通して、別途通知する日までに各地区連絡協議会等に提出する。

各地区連絡協議会等は、提出された計画書を取りまとめて、広島県公民館連合会事務局に提出する。

- (2) 事業終了後は、別紙様式2により報告書を作成し、所属の教育委員会等を通して、3月15日までに各地区連絡協議会等へ提出する。

各地区連絡協議会等は、提出された報告書を取りまとめて、広島県公民館連合会事務局に提出する。

10 助成の対象となる公民館等の決定

- (1) 公民館等から提出された計画書をもとに、選考委員会で審査の上、6月頃決定する。
- (2) 決定に当たっては、事業内容、地域・市町のバランスに配慮する。

11 選考委員会

選考委員は次の者とし、広島県公民館連合会事務局長を委員長とする。

広島県公民館連合会事務局長

広島県教育委員会学びの変革推進部生涯学習課長

学識経験者

この他、委員長は必要に応じて別に選考委員を指名することができる。

12 事業内容の変更・中止

助成決定後、事業内容を変更又は中止する場合は、別紙様式3により、計画変更（中止）申請書を提出し、広島県公民館連合会の承認を得ることとする。

13 事業内容の普及

- (1) 広島県教育委員会及び広島県立生涯学習センターはホームページに、その事業内容を掲載する。
- (2) 2年間のモデル事業を実施した公民館等は、翌年度の「広島県公民館大会」で実践発表を行う。

14 その他

事業に当たっては、参加者・スタッフに対する傷害補償保険に加入すること。

附則

この要領は、令和6年3月19日から施行する。